

富田林市	狛江市
富田林市子どもの権利条例	狛江市子どもの権利条例
令和8年7月1日	令和8年4月1日
あり	あり
（こどもの思い） 私たちこどもは、自分の意見や思いを受け止めてもらえたらうれしいな。そして、私たちはこんな思いがかなうまちにしたいです。 ・命が守られ、自分らしく成長したい。 ・意見や思いを受け止めて向き合ってほしい。間違っているとしても、ただ否定するのではなく、理由もちゃんと聞いてほしい。おたがいの意見を交換して、おとなの意見もしっかりと聞きたい。 ・自分のペースで学びたい。 ・学校や地域で、気持ちよくすごしたい。 ・安心して安全に遊んだり、楽しんだり、休んだり、喜んだり、学んだり、経験したい。 ・いじめや暴力、差別、虐待、ひいき、くらしの差がない、私たちにとってすごしやすい社会になってほしい。 ・得意なことを活かせたり、リラックスできたり、友達といっしょにいられるような安心できる居場所がほしい。 （おとなへのメッセージ） おとなのみなさん、私たちこどもをいつも見守ってくれてありがとう。私たちは、幸せにすごすために、おとなのみなさんにこのようなことを約束してほしいです。 ・私たちは、色々な個性を持っています。どんなこどもも受け入れ、認めてほしいです。 ・私たちは、おとなと同じように自分で考えることや意見を伝えることができます。でも、考える時間はください。そして、おとなは意見を聞いてそれをにっこり笑顔で受け止めてほしいです。全部じゃなくていいです。でも、大事なことは聞いてほしいです。そして、ダメなときは理由も教えてください。 ・私たちが、分かりやすく、楽しめる学習や教育を受けたり、気持ちよく生活したりする環境をつくってください。学校じゃなくても学びやすい環境をつくってほしいです。 ・私たちには、好きなことをしたり、一人でゆっくりしたりする時間も必要ということを分かってほしいです。おとなだけじゃなくこどももみんな一緒だと思います。 ・私たちが、どんな道を選んでも、認めて、一人ひとりに合わせた応援をしてほしいです。失敗しても私たちにとっては宝物です。 ・私たちにいじめや差別、虐待などしないでほしいです。そして、つらいとき、困ったときのサインを見落とさないで助けてください。 ・おとなのみなさんが考えてやってくれたことを、私たちにも分かるように教えてほしいです。 ・私たちみんなにこどもの権利があります。すべての人にこどもの権利を分かってほしいです。こどもだけやおとなだけではなく、どちらにも関係する大切なことです。 ・おとなの時代とこどもの時代はちがいます。意見をおしつけしないで、こどもにとって、最もよいことを一緒に考えてください。 （市やおとなの決意） この条例は、「こどもの声を聴く取組」を通じて、こどもと一緒に作りました。こどもが語ってくれた思いや願いは、かけがえのない宝物です。私たち市やおとなは、この貴重な声を胸に刻み、こどもとともに歩む決意をします。すべてのこどもは、今を生きる権利の主体であり、地域社会の一員です。一人ひとりがありのままの自分で、自分らしく生きることができる大切な存在です。私たち市やおとなは、こどもの権利を保障するために、このようなことを約束します。 ・どのような理由でも差別されることなく、安心して生き、育つことができる環境をつくります。 ・こどもの意見、考え、気持ち等を真摯に聴き、尊重します。 ・こどもの権利を理解し、こどもの最善の利益を第一に考えます。 ・こどもが困ったときに、安心して相談できるようにします。 ・一人ひとりのこどもの個性を大切にします。 ・まち全体でこどもを見守り、支援します。 ここに、日本国憲法、子どもの権利条約およびこども基本法に基づき、こどもとともに、まち全体でこどもの権利を保障するまちづくりを推進し、今と未来のすべてのこどもが、権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることができるまちを実現することをめざし、この条例を制定します。	（子どもからのメッセージ） 私たちは、自分のやりたいことを自分で決めて、それに挑戦できるような環境を望んでいます。そのために、できるようになるのをゆっくり見守り、ときにはどうすれば良いのか一緒に考えて欲しいと思っています。そして、できない理由を聞いてきたり、心配し過ぎたりせず、応援して欲しいと願っています。子どもを信頼してバトンを渡してくれる大人でいてください。 私たちのことを決めるときに、大人ばかりで話を進めるのではなく、私たちの声にも耳を傾けてください。 強い言い方をしたり決めつけて否定したりすることなど、自分が言われて嫌なことを私たちにも言わないでください。大人や他の子と比べることなく一人ひとりの子どもである「私」を見て尊重して欲しいです。 狛江市が犯罪のない安心で安全なまちになることを願っています。そして、道でゴミやたばこを捨てたりしないように、まちを大切にしてください。私たちは大人の背中を見ています。 私たちには、自分のペースで学んだり、公園で自由に遊んだり、やりたいときに好きなことができる環境が必要です。ときには、休む時間や場所も必要です。また、味方になってくれる大人がいたら、とても嬉しいです。 良いところや頑張っているところを見つけて褒めてくれること、好きなことを応援してくれることが私たちを元気づけます。 （市・大人からのメッセージ） 基本的人権は、全ての人が生まれながらにして持っている人間らしく生きる権利です。子どもにも大人と等しく基本的な人権が認められること、子どもには成長発達に応じた子ども特有の権利が認められることは、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」といいます。）、日本国憲法、こども基本法（令和4年法律第77号）でも定められています。また、子どもの権利条約では、「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」及び「子どもの意見の尊重」の4つの一般原則を定めています。子どもの権利条約は、それまでの「子どもは大人の保護の客体である」という子ども観（子どもに対する見方）だけではなく、「子どもは大人と同じように権利の主体である」というように子ども観を大きく転換させています。 私たちは、子どもを一人の人間として尊重し、地域全体で子どもを見守りながら、子どもの基本的人権や成長・発達に応じた子ども特有の権利を守ります。子どもの意見、気持ち及び考えを受け止め、子どもとの対話を通じて、子どもにとって最も良いこととは何かを考え、その実現のために子どもとともに努力していきます。 私たちは、子どもが権利の主体としてありのまま暮らすことができ、子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちを目指します。子どもは狛江の宝であり、いかなる富をもってしても子どもに優る宝はありません。 私たちは、市全体でこの条例の理念を共有し、実践していくために、私たち大人や子どもの身近な生活の場である狛江という地域においてこの条例を制定します。